

# アメリカの大量収監問題と歴史研究の動向 —ポスト市民権時代再考の手がかりとして—

落合明子

## はじめに

2020年5月にジョージ・フロイド暴行死事件がミネソタ州ミネアポリスで発生すると、瞬く間に「ブラック・ライヴズ・マター (BLM)」という訴えが世界中に拡散した。それと同時に、アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」）では警察組織への脱投資や組織そのものの解体が声高に叫ばれ、刑事司法制度に対する人々の不信感も露呈した。こうした不信感の背景には、21世紀転換期のアメリカで顕在化した大量収監の問題がある。1980年に33万人であった連邦および州の刑務所の収監者は、2009年には162万人にまで膨れ上がった。2009年以降、収監人口は微減傾向にあるものの、2020年末の時点でも122万人と、世界最悪の記録を更新中である<sup>1</sup>。しかも、この大量収監は黒人を中心とした非白人に集中している。

2000年代以降、人権を擁護する団体や活動家による糾弾に先導される形で、収監者やその家族の深刻な状況が、徐々に知られるようになった。加えて、アンジェラ・デイヴィスの『監獄ビジネス』(2003年)、ルース・ギルモア・ウィルソンの『黄金州の収容所 (Golden Gulag)』(2007年)、ロイック・ヴァカンの『貧困という監獄』(2009年)などの学術書も出版された<sup>2</sup>。その後も刑法学、犯罪学、社会学を中心に研究が進展し、21世紀転換期のアメリカを「刑罰国家 (carceral state)」とするコンセンサスが共有されて久しい<sup>3</sup>。

他方、歴史学では、市民権運動から現在に至る過去半世紀の時代を再考する研究が進展した反面、歴史家は「大量収監問題に真正面から取り組んでこ

『GR—同志社大学グローバル地域文化学会 紀要—』19, 2022, 139—157頁。  
同志社大学グローバル地域文化学会 ©落合明子

なかった」と、ヘザー・トンプソンが2010年に警鐘を鳴らしたような状況が続いていた<sup>4</sup>。事実、大量収監に至った経緯を追った実証的な研究や、市民権運動後の時代や思想と組み合わせて大量収監の意味を問うような研究は殆どなかった。日本においても、デイヴィスやヴァカンの研究書の翻訳版が出版されたものの、「刑罰国家アメリカ」形成の重要性を指摘する研究者は一部に限られていた。つまり、日米問わず歴史学においては、冒頭に挙げたBLM運動の台頭と前後して、大量収監問題により関心が寄せられるようになり、研究が緒に就いたばかりだと言える。

以上の動向を踏まえ、本論文は、アメリカの大量収監を巡る歴史研究の最新動向を探ることを目的としている。具体的には、歴史学が大量収監の実情と他の学問領域の影響を受けつつ、この問題にどのように取り組んできたのかについて検討する。本論文の構成について述べると、まず大量収監に至った経緯を概観する。次に、前述のトンプソンによる警鐘と、それ以降の歴史研究の動向を分析する。最後に日本での研究を紹介し、若干の考察を行いたい。

## 1. 「刑罰国家アメリカ」

現在、アメリカは世界一の大量収監国という汚名に甘んじている。2021年10月に発表された「世界刑務所概要」によると、連邦および州の刑務所の収監者に加え、拘置所や他の矯正施設の収監者も合わせると、アメリカの収監人口は207万人に上る（世界の収監者の約5人に1人）<sup>5</sup>。

アメリカで収監人口が増加し始めたのは、1960年代末に「法と秩序の維持」政策が採られた頃からであった。その後、連邦レベルで量刑改革法（1984年）、薬物乱用防止法（1986年）、犯罪防止法（1994年）が成立し、州レベルでも次々と「三振即アウト法」<sup>6</sup>が施行された1990年代に入ると、収監人口は激増した。しかも、「超凶暴な野獣」<sup>スーパープレデター</sup>のレッテルを貼られた黒人男性が<sup>ポリシング</sup>取締りの標的となった結果、収監人口の多数派が白人から黒人に代わった。

人口あたりの犯罪率自体は、20世紀末をピークとして、現在に至るまで減少傾向にあるにもかかわらず、収監人口は2000年代末まで増加し続けた<sup>7</sup>。なお、厳罰政策を推したのには、白人保守派だけではなく、白人リベラル派や黒人も含め、新しい価値観や経済不況に対して人々が不安を覚え、厳罰を良策とする風潮が21世紀転換期のアメリカにあったからだという。その結果、犯罪者の「更生」よりも「治安維持」を優先する「懲罰的転回」が起きたのであった<sup>8</sup>。

最近になり大量収監が問題視されるようになった主な要因は、財政を圧迫する程に収監人口が肥大化したことに加え、非白人の比率の高さであった<sup>9</sup>。なお、収監者は非収監者よりも低所得で教育水準も低く、受刑者の実に3割以上が何らかの障がいを持つことも統計によって明らかにされた<sup>10</sup>。こうした収監者の実態から、拘留・逮捕・起訴・裁判・量刑の確定・受刑中の処遇・再審・仮釈放などを左右するのは、犯した（とされる）行為よりも皮膚の色と資力である、と多くの調査機関や人権擁護団体が指摘している。例えば、政策シンクタンク「量刑プロジェクト」は、アメリカには「2つの歴然とした刑事司法制度—主に白人富裕層対象のものと、主に非白人の社会的弱者対象のもの—が存在する」、と現行の体制を批判している<sup>11</sup>。

このような大量収監は個人から国家のレベルに至るまで、多大な影響をアメリカ社会に及ぼしている。収監の「付随的帰結 (collateral consequences)」と呼ばれる問題を数例挙げると、被疑者の裁判を受ける権利の侵害（予算不足や需要過多による公選弁護人制度の機能不全）や、収監者や元受刑者の選挙権の制限・剥奪、収監者と元受刑者の社会権の縮小（奨学金や生活保護など公的扶助の受給資格の制限・剥奪）などがある。そのため、社会学者のルーベン・ミラーらは、現代の収監経験者は、市民権運動以前に人種分離主義によって「二級市民」化していた黒人と大差がないとし、彼ら／彼女らを「収監市民」と呼ぶ<sup>12</sup>。同じく社会学者のダグラス・マッセイも、ポスト市民権時代の黒人にとって、現行の刑事司法制度は、住宅市場と並んで地位向上の二大阻害要因になっていると指摘する<sup>13</sup>。

アメリカ社会全体への影響も看過できない。長期間にわたって拘留される被疑者や公正な裁判を経ずに刑が確定する「犯罪者」が多い上に、刑期満了

者までもが選挙権や社会権を脅かされている現状では、民主主義が健全に機能しているとは言えないからである。長期的にも、政治体制に対する信頼が低下し、民主主義国家アメリカの屋台骨を揺るがしかねない。また、経済的な損失も甚大で、刑務所などの運営経費（年間約800億ドル）に、収監者とその家族の損失、そして地域社会全体の損失を加えると、総額は年間約1兆ドルを上回るとする2016年の試算もある<sup>14</sup>。その反面、「監獄ビジネス」（刑務所の全面的・部分的な運営や囚人労働）で潤う企業も存在する。連邦や州との契約金額が数億ドル単位の事業を数多く請け負う大企業もあり、そうした「監獄ビジネス」の恩恵に与っているのは主に富裕層である<sup>15</sup>。

他方、脱・大量収監（de-carceration）に向けた動きも徐々に拡大してきた。ルース・ギルモア・ウィルソンやアンジェラ・デイヴィスらは1990年代からアボリション刑務所廃止（収監制度の抜本的な改革）を訴えてきたが、当初は「急進的」「過激」とレッテルを貼られることが多かった。2010年代に入り、アメリカ自由人権協会（ACLU）の弁護士として大量収監問題に長年携わってきたミシェル・アレクサンダーが『新しいジム・クロウ（*The New Jim Crow*）』（2010年）を著わした。また、大量収監は「失策」の産物と糾弾する米国学術研究会議（NRC）の報告書（2014年）も出版された<sup>16</sup>。

このように、アメリカ世論の大量収監に対する認識に僅かながらの変化が見られた。とはいえ、トレイボン・マーティン事件やマイケル・ブラウン事件のように、丸腰の黒人男性が白人の警察官や自警団員に殺害される事件が立て続けに起こった。いたたまれない思いの中で、アリシア・ガーサらが2013年にSNS上に#blacklivesmatter（BLM）を立ち上げると、草の根の運動として各地に波及し、構造的な人種主義を糾弾するネットワークが構築されていった<sup>17</sup>。刑事司法制度は、こうした糾弾の最たる矛先となった。

世論が大量収監を疑問視するようになるにつれ、連邦と州レベルの双方で収監人口を抑制するための軽罰化・赦免が、徐々にではあるが図られている。例えば、連邦議会は、量刑の軽減と更生プログラムの強化を目的としたセカンド・チャンス法（2007年）およびファースト・ステップ法（2018年）を可決した。カリフォルニア州は、三振即アウト法の量刑軽減を州民投票によって2012年に実現して以来、様々な改革を進めている<sup>18</sup>。ジョー・バイデ

ン大統領も、就任直後の2021年1月に、連邦政府は民間刑務所との契約を更新しないとす大統領令に署名するなど、刑事司法改革に取り組む姿勢を示している<sup>19</sup>。

しかしながら、2019年に量刑プロジェクトが公表した試算では、種々の改革をもってしても収監人口が半減するまでに72年も要するとされた<sup>20</sup>。また、収監人口の抑制を目指す「賢明な犯罪対策」が各地で推進されているが、問題点も指摘されつつある。例えば、保護観察付の執行猶予者などに全地球測位システム（GPS）の装着を課すのは物理的な収監ではないが、「デジタル収監（e収監）」であるとの批判がある。加えて、厳罰支持者の多い共和党が優勢な州では、収監されていない（元）受刑者の選挙権ですら縮小傾向にあり、楽観を許さない状況にある<sup>21</sup>。なお、新型コロナウイルス感染症が蔓延した2020年初頭から一時期、刑務所の過密状態を緩和する目的で、刑期満了間近の受刑者の早期出所を実施する州が続出した。とはいえ、収監人口を大きく減らす効果はなかった<sup>22</sup>。

以上、大量収監問題を概観した。次節では、歴史学がどのようにこの問題と対峙してきたのかを検討したい。

## 2. 大量収監・刑罰国家を巡る研究の概観

「はじめに」で記したように、大量収監や厳罰主義の台頭に対して、歴史学の取り組みが他の学問領域と比べて不活発であったことに警鐘を鳴らしたのは、ヘザー・トンプソンであった。2010年に『ジャーナル・オブ・アメリカン・ヒストリー（*JAH*）』誌掲載の論文において、「歴史家は、20世紀後半に起こった大量収監を大方無視し、[第二次世界大]戦後の社会的・経済的・政治的な展開に大量収監が与えた影響について、未整理のまま」であると喝破したのである<sup>23</sup>。

トンプソンが挙げた「未整理」の事例を紹介すると、まず、都市中心部（特に黒人居住地区）の荒廃がある。一般的に荒廃の要因とされてきたのは、産業構造の変化や経済格差の拡大に伴い、白人だけでなく黒人のミドルクラ

ス層も都市から流出した点であった。それに対してトンプソンは、厳罰政策の結果、都市中心部の居住地域が市民生活を享受する空間から「監視・取締り空間」に変貌し上に、大量収監によって人的資源が流出したことが、残された住人に多大な負荷をかけている点も、荒廃の要因として検証をすべきであるとした<sup>24</sup>。

産業構造の変化は、20世紀後半に労働運動が弱体化した要因としても挙げられてきたが、その解釈の盲点を、トンプソンは次のように指摘する。つまり、労働組合に参加していた層から大量の収監者が出たことで、組合の活動が打撃を受けた点と、囚人が担う労働が囚人自身を搾取するばかりか、堀の外の生産力を削ぎ、破壊的な影響を与えた点を考慮に入れるべきなのである<sup>25</sup>。さらに、黒人の「犯罪者化」や、連邦捜査局（FBI）によるブラック・パンサー党の掃討作戦に代表される当局による黒人運動の取締り、そして南部白人の共和党化と厳罰主義の連関性などを解明する際に、大量収監を重要な分析軸とすべきであるとも、トンプソンは述べている<sup>26</sup>。

こうしたトンプソンの主張は、ロイック・ヴァカンが『貧困という監獄』等を通じて、公共政策の研究者たちに対して、経済や福祉政策だけでなく刑罰政策や大量収監の実態も研究の射程に入れるように警鐘を鳴らしたことと似ている。では、トンプソンの論文が出版された後、歴史研究はどのように進展したのだろうか。その手がかりとして、社会学・政治学・犯罪学を中心としてはいるものの、刑罰国家研究を5つの下位分野に分けて動向を追ったケイラ・マルテンセンの論文を参考にしたい。その5分野と、それぞれの特徴は以下の通りである。

- ① 厳罰政策や政治に関する研究：例）具体的な政策決定過程を追う研究、大量収監の付随的帰結を招いた政治を探る研究など
- ② 刑罰の対象となる集団に関する研究：例）奴隸制など過去の支配制度下で抑圧された集団と大量収監の関係を探る研究、当該集団に属する人の インターセクショナルリティ 交 差 性 や集団間の比較の視点を取り入れた研究など
- ③ 新自由主義の台頭と福祉政策の抑制の連関性を探る研究：例）社会的弱者切り捨てる社会構造の一端として大量収監を捉え、新自由主

義と「監獄ビジネス」の興隆を探る研究など

- ④ 厳罰政策の波及効果を探る研究：例) 教育現場や国境管理など、刑罰の論理の実践や応用を検討する研究など
- ⑤ 人道的な政策・活動の効果を探る研究：例) 収監経験者や「犯罪者」予備軍のための支援策や活動例を検証する研究など<sup>27</sup>

以上の研究の分類を念頭に、過去10年余りの間に出版された大量収監や刑罰国家を扱った歴史系の主な研究を紹介し、その特徴を考えてみたい。例えば、*JAH* 誌は、2015年に「歴史家と刑罰国家 (Historians and the Carceral State)」と題した特集を組み、13本の論文を掲載した。その序文は、この分野を専門としない歴史家に対して、「刑罰国家の形成、その経緯と影響を[考えることで]、アメリカ史の他の側面に関する従来の解釈が覆るかもしれない」との認識を持つように求めている<sup>28</sup>。実際のところ、この序文に続く掲載論文は、懲罰的な統制という観点から構造的な人種主義の実相に新たな光を当て、読者に従来の解釈の再考を迫る労作揃いである。

ほぼ同時期の2016年に、アッティカ刑務所暴動(1971年)の全貌を描いた『好餌 (Blood in the Water)』を、トンプソンが出版した。彼女によれば、この騒擾の鎮圧は、「刑罰国家」へとアメリカを向かわせた一つの転換点となったという。また、アメリカが「大きな政府」から「小さな政府」へと政策転換をした1960年代半ばから70年代の時代を、福祉政策と刑事政策を中心に論じた2冊—ジュリリ・コーラー＝ハウスマンの『厳罰化 (Getting Tough)』(2017年)およびエリザベス・ヒントンの『貧困に対する闘いから犯罪に対する闘いへ (From the War on Poverty to the War on Crime)』(2016年)—も出版された<sup>29</sup>。

その後も徐々に研究が蓄積されているが、マルテンセンの分類に従えば、歴史学では管見の限り、①から④の研究が幅広く行われている。そして、これらの研究からは、以下の5つの論点を読み取ることができる。

第一の論点は、大量収監や刑罰国家の起源や主要因を何に求めるかである。例えば、「法と秩序の維持」政策は、ニクソン政権以降の共和党政権によって強化されていった、と一般的には解釈されている。しかしながら、そ

うした厳罰政策の萌芽は、ナオミ・ムラカワはトルーマン政権期に、ヒントンはジョンソン政権期にあったとする<sup>30</sup>。また、大量収監が起こった要因として、ミシェル・アレクサンダーが「麻薬との戦争」政策を強調する一方で、ヴァカンは経済的な構造変化と新自由主義の台頭を、ジョン・ファフは1990年代の検察による訴追件数の増加を、それぞれ重視している。さらに、ピーター・エンスはメディアの報道とそれに同調した世論が、ジェームズ・フォアマンは黒人指導者の厳罰政策への同調が、アーロン・グリフィスは福音派の政治への影響力の拡大が、主要因であると論じている<sup>31</sup>。

第二に、ポスト市民権時代の検証において、「人種」の影響をどの程度重視するかという論点が挙げられる。これは、法的な人種平等が達成された市民権運動を経て、「ポスト・レイシャル」な時代と呼ばれる21世紀転換期に、黒人を中心とした非白人の大量収監が起こったことをどのように捉えるか、つまり構造的な人種主義の問題をどの程度重要視するかという、研究者の立ち位置にも関係した論点とも言えるだろう。例えば、アレクサンダーやディラン・ロドリゲスなどは、構造的な人種主義の最大の犠牲者として黒人コミュニティ、あるいは逆に構造的な人種主義の堅持者として白人保守派に焦点を当て、「人種」を重要な分析軸とする姿勢を取っている<sup>32</sup>。他方、「人種」よりも、マリー・ゴットシャルクやキャサリン・ベケット、ムラカワらは大量収監問題を刑罰国家の形成という大局から分析することを優先している<sup>33</sup>。

第二の論点の延長線上にあるのが第三の論点、すなわち人種主義を中心とした過去の思想や制度の現在への影響、つまり過去との連続性を巡る解釈の問題である。奴隷制時代や人種隔離時代からの差別や抑圧の連続性を、アレクサンダーやヴァカンなどの活動家や社会学者が強調する傾向がある。黒人を標的にしたニューヨーク市警察の取締り政策を追った歴史家のカレル・ジブラーン・ムハンマドも、科学技術の進展によって形態が変化しても、人種主義と分かちがたく結びついた懲罰の構図は大して変わっていないとする<sup>34</sup>。こうした議論の活発化は、政治哲学者のセドリック・ロビンソンが40年も前に概念化した「人種資本主義」に対して、学問領域を越えて支持が拡大し、人種主義の反復性や可鍛性の内実に対する理解が深まったこととも関



係しているだろう<sup>35</sup>。

第四の論点は、国内の取締りと国境管理や移民の取締りの連関性である。この点は、ドナルド・トランプ前大統領が「書類のない移民」を犯罪者扱いして刑務所と変わらない入管施設に収容し、暴力的な強制送還を推進するようになると、ことさら指摘されるようになった。例えば、ベンジャミン・ゴンザレス・オブライエンが『手錠と鉄条網 (Handcuffs and Chain Link)』(2018年)において、メキシコ系移民の取締りの歴史を1920年代にまで遡って検証し、国内で大量収監を生み出している懲罰的統制と重ね合わせて批判している。他方、アダム・グッドマンは考察対象をアジア系やヨーロッパ系の移民にまで拡大し、強制送還に加えて「自主的」送還という「望ましくない」移民排除のメカニズムの歴史を明らかにしている<sup>36</sup>。

第五の論点は、アメリカという国民国家の形成過程を巡って展開されている。このような問題関心が高まった理由は、「普遍的な理想主義」を掲げて独立して現在に至る国民国家アメリカを懲罰的統制の歴史から顧みると、民主主義やシチズンシップなどの概念とその実践を巡って、根本的な問いが浮上するからである。そして、その問いを追求する研究が、着実に増えつつある。サラ・ベンソンは、19世紀末のレヴンワース連邦刑務所(カンザス州)の建設を通して、ムラカワは、20世紀半ばのリベラル派による厳罰政策の実施を通して、アメリカにおける民主主義と懲罰的統制の「共犯的な」関係とも言うべき発展の軌跡を明らかにしている<sup>37</sup>。

以上、最近の歴史研究に見られる論点を5つ抽出したが、史料分析が今後進めば、提起された問題の実態がより明らかになるだろう。

### 3. 日本における研究動向

日本においても刑事司法学分野では、「法と秩序の維持」政策や関連法に焦点を当てた研究が、以前からあった。上述のアンジェラ・デイヴィスやロイック・ヴァカンの著作の翻訳書も、2008年に刊行されている。さらに、数は少ないながらも、アイデンティティ・ポリティクス権利政治の文脈で黒人の「犯罪者化」とシチズ

ンシップの問題に言及した中野博文の論文（2005年）や、デイヴィスの著作の翻訳者である上杉忍が「産獄（監産）複合体」の実態と起源を明らかにした論文（2011年）がある<sup>38</sup>。

しかしながら、歴史系の学界では、大量収監問題が大きく取り上げられることは稀であった。2000年代後半から2010年代初頭は、アメリカ社会を大きく変えた市民権運動や「激動の60年代」から半世紀の節目を迎え、ポスト市民権時代を回顧する動きが活発化していた。その一方で、アメリカの歴史学界と同様に、大量収監を現代史の分析軸とする視点が弱かった<sup>39</sup>。以上から、大量収監が日本においても本格的に注目されるようになったのは、BLM運動が始動した2014年頃であったとしてよいだろう。

まず、複数の論考を著わし、アメリカ型刑罰国家の形成と大量収監、そしてそれらに対抗する運動について、日本における歴史系の研究を牽引しているのは、藤永康政である<sup>40</sup>。政治学者の西山隆行も、『犯罪大国アメリカのいま』（2021年）において、政治学の理論を用いつつ、大量収監に至る経緯と現状を詳細に取り上げている。また、法制史の観点から、小林公夫は囚人労働の「抜け穴」として利用されてきた合衆国憲法修正第13条の成立と運用の歴史だけでなく、最近の改正を目指す動きも丹念に追っている<sup>41</sup>。さらに、個々の政策についての論文も、発表されつつある。例えば、土屋和代が厳罰政策の台頭と福祉政策の後退の連関性を、川久保文紀や佐原彩子が厳罰政策と移民政策の連関性を追っている。今後、研究がいっそう活発化し、より詳細な事例研究が出されることが期待される<sup>42</sup>。

では、より一般的なアメリカ現代史関連の概説書において、大量収監はどのように描かれているのだろうか。アメリカの現代事情については、日本人の関心が概して高いことに加え、2020年初夏にBLM運動が日本でも広く報道されたことから、大量収監関連の情報は普及しつつある。例えば、冤罪に苦しむ黒人貧困者の救済活動団体を主導する黒人弁護士ブライアン・ステイーヴンソンによる『黒い司法』の翻訳版の出版や、同書に基づいて製作された同名の映画の劇場公開、大量収監とアメリカ政治の実態を炙り出したドキュメンタリー『13th—憲法修正第13条—』のネット上での公開などがある<sup>43</sup>。

一般向けの概説書で先駆的であったのは、上杉忍による『アメリカ黒人の歴史』（2013年）である。上杉は、21世紀転換期に収監人口が急増した経緯を新自由主義の潮流に位置付けながら、約10頁の紙面を割いて解説している。特に強調されているのは、政治的・経済的な利権を貪る産獄複合体が、福祉抑制政策によって困窮していた黒人貧困層を、さらに窮地に追いやった点である<sup>44</sup>。2020年代に入り、21世紀転換期が本格的に現代史の考察対象となるにつれ、アメリカ史全般を網羅する概説書にも大量収監が盛り込まれるようになった。例えば、『グローバル時代のアメリカ』において、古矢旬は、20世紀末に採られた新自由主義的な政策の議論の中で、厳罰主義とその結果としての大量収監に言及している<sup>45</sup>。さらに、フロイド暴行死事件後には、構造的人種主義の根深さを示す大量収監や刑事司法制度を、アメリカ史の研究者が解説する文献も増えている<sup>46</sup>。

我々にとって同時代である21世紀転換期を歴史として叙述する作業は、考察対象そのものが進行形であるため、発展途上段階であることは否めない。しかしながら、今後、アメリカ社会の分断や内政問題、そして移民政策を論じる際には、直接的ではないにしろ、何らかの形で大量収監に触れることは避けられないだろう。例えば、収監人口抑制策を講じたと一般的に評価されているオバマ政権ですら、「書類のない移民」を、拘留施設（その多くは収監人口が減少して不要になった民間刑務所を転用）に収容する政策を実施した<sup>47</sup>。こうしたオバマ政権の功罪についても、アメリカ現代史の概説で今後は言及されることになるに違いない。

## 結びにかえて

ヘザー・トンプソンが大量収監問題に正面から取り組んでいなかった歴史学に対して警鐘を鳴らしてから、12年余りが経過した。この間、アメリカの収監人口は減少局面に転じ、BLM運動が台頭してからは刑務所廃止運動に対する世論の理解も深まりつつある。とはいえ、ポストコロナの時代に突入り、情勢は一層複雑化している。次に挙げる政治学者のデイヴィッド・ダガ

ンとスティーヴン・テレスによる分析は、そのような状況をまさに反映しているだろう。彼らによれば、共和党の政治家は、自らの地盤が安定的であればある程、厳罰政策の緩和に前向きなことから、皮肉にも、共和党が長期的に政権を握る州で改革が進む可能性が高いという。逆に、共和党と民主党が拮抗する州では、共和党が厳罰政策堅持の姿勢を取る傾向にあり、改革は進まないという<sup>48</sup>。この分析結果を「分断状態」にある国政レベルに適用するならば、改革は進まないどころか、1960年代後半のように「法と秩序の維持」を支持する世論が高まる可能性も否定できない。

他方、社会学などに当初は後れを取っていた歴史学においても、徐々に研究が蓄積されつつある。本論文では、そうした研究を、ケイラ・マルテンセンの分類を手がかりとして分析した。そして、大量収監や刑罰国家の起源や主要因、大量収監における「人種」の重要度（研究者が重視する度合い）、過去の人種主義との連続性と非連続性、国境管理や移民の取締りとの連関性、国民国家形成と懲罰統制の共犯性という論点を抽出した。また、日本における最近の萌芽的な研究や概説書における記述も紹介した。

21世紀転換期にアメリカが「刑罰国家」と言われる程になった過程を理解するには、大量収監が重要な分析軸となるとの認識が、歴史学界においてようやく浸透し、研究が活発化している。とはいえ、過去半世紀の現代史の文脈に位置付ける作業は依然不十分である。特に、歴史家に課せられているのは、「大量収監」という網をたぐった人々や逆にその網に絡み取られた人々の物語を、歴史化する精緻な作業だろう。そうした作業を経てはじめて、ポスト市民権時代の実相や、前の時代との連続性などがより明らかになるはずである。さらに、刑務所廃止や脱・大量収監を求める人々を、歴史学という学問の立場から下支えすることにもなるだろう。

\*本論は、2021年2月14日にオンラインで開催された関西アメリカ史研究会2021年2月例会において、「大量収監—ポスト市民権運動時代の再考に向けた手がかりとして—」と題して行った研究発表を加筆修正したものである。

## 注

- 1 Bureau of Justice Statistics (BJS), U.S. Department of Justice, “Prisoners in 1980,” May 1981, 2, <https://bjs.ojp.gov/content/pub/pdf/p80.pdf>; BJS, “Prisoners in 2018,” April 2020, 3, <https://bjs.ojp.gov/content/pub/pdf/p18.pdf>; BJS, “Prisoners in 2020,” December 2021, 7, <https://bjs.ojp.gov/content/pub/pdf/p20st.pdf>. ここでいう収監人口は、連邦および州の刑務所に、年末時点で収監されていた人数を指す。
- 2 アンジェラ・デイヴィス（上杉忍訳）『監獄ビジネス—グローバルイズムと産獄複合体—』岩波書店、2008年；ロイック・ヴァカン（森千香子、菊池恵介訳）『貧困という監獄—グローバル化と刑罰国家の到来—』新曜社、2008年；Ruth Wilson Gilmore, *Golden Gulag: Prisons, Surplus, Crisis, and Oppression in Globalizing California* (Berkeley: University of California Press, 2007); Loïc Wacquant, “Deadly Symbiosis: When Ghetto and Prison Meet and Mesh,” *Punishment & Society* 3, no.1 (2001): 95-134. なお、邦語のタイトルに原綴りを付した文献は、日本語の翻訳版がない文献で、タイトルは筆者の私訳である。また、本文に記した出版年は原書の出版年である。
- 3 「刑罰国家」とは、懲罰の論理や支配、つまり刑罰的統制が社会の様々な側面に浸透している国家のことを指す。
- 4 Heather Ann Thompson, “Why Mass Incarceration Matters: Rethinking Crisis, Decline, and Transformation in Postwar American History,” *Journal of American History* 97, no.3 (December 2010): 703-34.
- 5 「世界刑務所概要 (World Prison Brief)」はロンドン大学バークベック校の犯罪政策研究所 (ICPR) がオンライン上で公開している (<https://www.prisonstudies.org/>)。
- 6 「三振即アウト法 (Three Strikes Law)」とは、1990年代前後に連邦および多くの州が採用した加重処罰法の総称である。州によって多少の差異はあるが、典型的な法では、重罪とされる罪で2回有罪判決を受けた者が3回目の罪を犯すと、量刑は終身刑か終身刑に近い長期刑にほぼ自動的に確定する。
- 7 “U.S. Crime Rate & Statistics 1990-2022,” Macrotrends, accessed May 2, 2022, <https://www.macrotrends.net/countries/USA/united-states/crime-rate-statistics>.
- 8 Peter Enns, *Incarceration Nation: How the United States Became the Most Punitive Democracy in the World* (New York: Cambridge University Press, 2016); James Forman, Jr., *Locking up Our Own: Crime and Punishment in Black America* (New York: Farrar, Straus and Giroux, 2017); Deborah E. McDowell, Claudrena N. Harold, and Juan Battle, eds., *The Punitive Turn: New Approaches to Race and Incarceration* (Charlottesville: University of Virginia Press, 2013).
- 9 例えば、2020年のアメリカの総人口と収監人口において各集団が占める割合は、黒人は12.1%と32.9%、ヒスパニックは18.7%と23.3%、先住民は0.7%と1.6%であつ

- た。これに対して、総人口の57.8%を占める白人は、収監人口で30.4%を占めるに過ぎなかった。なお、ここでいう収監人口は、1年以上の刑期で連邦および州の刑務所で服役していた者の年末時点の人数を指す。また、「ヒスパニック」以外の集団は、それぞれの「人種」に属する「非ヒスパニック」の人々の集団を指すが、複数の「人種」を選んだ人々は含まれていない。William H. Frey, “New 2020 Census Results Show Increased Diversity Countering Decade-long Declines in America’s White and Youth Populations,” Brookings Institution, August 13, 2021, accessed May 2, 2022, <https://www.brookings.edu/research/new-2020-census-results-show-increased-diversity-countering-decade-long-declines-in-americas-white-and-youth-populations/>; BJS, “Prisoners in 2020,” 10.
- 10 Ruth Delaney, Ram Subramanian, Alison Shames, and Nicholas Turner, *Reimagining Prison* (New York: Vera Institute of Justice, 2018), 17-18, [https://www.vera.org/downloads/publications/Reimagining-Prison\\_FINAL3\\_digital.pdf](https://www.vera.org/downloads/publications/Reimagining-Prison_FINAL3_digital.pdf).
- 11 Sentencing Project, *Annual Report 2018* (Washington, D.C.: Sentencing Project, 2019), 9, <https://www.sentencingproject.org/wp-content/uploads/2015/10/Annual-Report-2018.pdf>.
- 12 Reuben J. Miller and Forrest Stuart, “Carceral Citizenship: Race, Rights and Responsibility in the Age of Mass Supervision,” *Theoretical Criminology* 21, no. 4 (2017): 532-48.
- 13 Douglas S. Massey, *Categorically Unequal: The American Stratification System* (New York: Russell Sage Foundation, 2007).
- 14 Michael McLaughlin et al., “The Economic Burden of Incarceration in the U.S.,” Working Paper #IJRD-072016, Institute for Justice Research and Development, Florida State University, July 2016, 16, [https://ijrd.csw.fsu.edu/sites/g/files/upcbnu1766/files/media/images/publication\\_pdfs/Economic\\_Burden\\_of\\_Incarceration\\_IJRD072016\\_0\\_0.pdf](https://ijrd.csw.fsu.edu/sites/g/files/upcbnu1766/files/media/images/publication_pdfs/Economic_Burden_of_Incarceration_IJRD072016_0_0.pdf).
- 15 「監獄ビジネス」については以下を参照。デイヴィス、前掲書；シェーン・パウアー（満園真木訳）『アメリカン・プリズン—潜入記者の見た知られざる刑務所ビジネス—』東京創元社、2020年；Peter Wagner, “Are Private Prisons Driving Mass Incarceration?” Prison Policy Initiative, October 7, 2015, [https://www.prisonpolicy.org/blog/2015/10/07/private\\_prisons\\_parasite/](https://www.prisonpolicy.org/blog/2015/10/07/private_prisons_parasite/).
- 16 Michelle Alexander, *The New Jim Crow: Mass Incarceration in the Age of Colorblindness*, 10th ed. (New York: New Press, 2020); Jeremy Travis, Bruce Western, Steve Redburn, and National Research Council, eds., *The Growth of Mass Incarceration in the United States: Exploring Causes and Consequences* (Washington, D.C.: National Academies Press, 2014).
- 17 構造的人種主義（systemic racismあるいはinstitutional racism）とは、歴史的に蓄積され、社会にまん延する体系的な差別の仕組みのことであり、「制度的人種主義」、「体系的人種主義」とも訳される。
- 18 Sentencing Project, *The Annual Report 2019* (Washington, D.C.: Sentencing Project, 2020), 11-15, <https://www.sentencingproject.org/wp-content/uploads/2020/03/Annual-Report-2019>.

- pdf; California Budget and Policy Center, “State Corrections in the Wake of California’s Criminal Justice Reforms: Much Progress, More Work to Do,” October 2018, 8-10, accessed May 2, 2022, [https://calbudgetcenter.org/wp-content/uploads/2018/10/Chartbook\\_State-Corrections-in-the-Wake-of-Reforms\\_October-2018.pdf?\\_ga=2.261491661.1908116707.1599879501-385314316.1599879496](https://calbudgetcenter.org/wp-content/uploads/2018/10/Chartbook_State-Corrections-in-the-Wake-of-Reforms_October-2018.pdf?_ga=2.261491661.1908116707.1599879501-385314316.1599879496).
- 19 “Executive Order on Reforming Our Incarceration System to Eliminate the Use of Privately Operated Criminal Detention Facilities,” White House, January 26, 2021, <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/01/26/executive-order-reforming-our-incarceration-system-to-eliminate-the-use-of-privately-operated-criminal-detention-facilities/>.
- 20 Nazgol Ghandnoosh, “U.S. Prison Population Trends: Massive Buildup and Modest Decline,” Sentencing Project, September 2019, 3, <https://www.sentencingproject.org/wp-content/uploads/2019/09/U.S.-Prison-Population-Trends.pdf>.
- 21 Nicole D. Porter, “Unfinished Project of Civil Rights in the Era of Mass Incarceration and the Movement for Black Lives,” *Wake Forest Journal of Law & Policy* 6, no.1 (2016): 1-34; “Voting Laws Roundup: February 2022,” Brennan Center for Justice, February 9, 2022, [https://www.brennancenter.org/our-work/research-reports/voting-laws-roundup-february-2022?\\_ga=2.132468174.1122235222.1648435636-651044522.1648435636](https://www.brennancenter.org/our-work/research-reports/voting-laws-roundup-february-2022?_ga=2.132468174.1122235222.1648435636-651044522.1648435636).
- 22 例えば、随時更新される刑務所政策イニシアチブの次のサイトを参照。“COVID-19 in Prisons and Jails,” Prison Policy Initiative, <https://www.prisonpolicy.org/virus/index.html>.
- 23 Thompson, “Why Mass Incarceration Matters,” 703-4.
- 24 Ibid., 706-16.
- 25 Ibid., 716-26.
- 26 Ibid., 726-34.
- 27 Kayla Marie Martensen, “Review of Carceral State Studies and Application,” *Sociology Compass* 14, no.7 (2020): e12801, <https://doi.org/10.1111/soc4.12801>. マルテンセンの分類に沿ってはいるが、小見出しは内容から判断して筆者が意識をした。
- 28 Kelly Lytle Hernández, Khalil Gibran Muhammad, and Heather Ann Thompson, “Introduction: Constructing the Carceral State,” *Journal of American History* 102, no.1 (June 2015): 21.
- 29 Heather Ann Thompson, *Blood in the Water: The Attica Prison Uprising of 1971 and Its Legacy* (New York: Pantheon Books, 2016); Julilly Kohler-Hausmann, *Getting Tough: Welfare and Imprisonment in 1970s America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2017); Elizabeth Kai Hinton, *From the War on Poverty to the War on Crime: The Making of Mass Incarceration in America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016).
- 30 Naomi Murakawa, *The First Civil Right: How Liberals Built Prison America* (New York:

- Oxford University Press, 2014); Hinton, *From the War on Poverty to the War on Crime*.
- 31 Alexander, *The New Jim Crow*; ヴァカン、前掲書；John F. Pfaff, *Locked in: The True Causes of Mass Incarceration--and How to Achieve Real Reform* (New York: Basic Books, 2017); Enns, *Incarceration Nation*; Forman, *Locking up Our Own*; Aaron Griffith, *God's Law and Order: The Politics of Punishment in Evangelical America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2020).
- 32 Alexander, *The New Jim Crow*; Dylan Rodriguez, *White Reconstruction: Domestic Warfare and the Logics of Genocide* (New York: Fordham University Press, 2020).
- 33 Marie Gottschalk, *Caught: The Prison State and the Lockdown on American Politics* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2016); Katherine Beckett and Naomi Murakawa, "Mapping the Shadow Carceral State: Toward an Institutionally Capacious Approach to Punishment," *Theoretical Criminology* 16, no. 2 (May 2012): 221-44.
- 34 Khalil Gibran Muhammad, *The Condemnation of Blackness: Race, Crime, and the Making of Modern Urban America*, 2nd ed. (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2019).
- 35 Cedric Robinson, *Black Marxism: The Making of the Black Radical Tradition*, 3rd ed. (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2021); Destin Jenkins and Justin Leroy, eds., *Histories of Racial Capitalism* (New York: Columbia University Press, 2021). 人種資本主義の日本語の概説として、以下を参照。貴堂嘉之「序文 人種資本主義序説—BLM運動が投げかけた世界史的問い—」、荒木和華子、福本圭介編著『帝国のヴェール—人種・ジェンダー・ポストコロニアリズムから解く世界—』明石書店、2021年、13-46頁。
- 36 Benjamin Gonzalez O'Brien, *Handcuffs and Chain Link: Criminalizing the Undocumented in America*. (Charlottesville: University of Virginia Press, 2018); Adam Goodman, *The Deportation Machine: America's Long History of Expelling Immigrants* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2021). 不法移民の収容キャンプが本格的な収容施設に発展していったミクロの歴史に注目し、暴力的な管理とそれに対する抵抗の歴史を描いた次の研究も参照のこと。Jessica Ordaz, *The Shadow of El Centro: A History of Migrant Incarceration and Solidarity* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2021).
- 37 Murakawa, *The First Civil Right*; Sara M. Benson, *The Prison of Democracy: Race, Leavenworth, and the Culture of Law* (Oakland: University of California Press, 2019).
- 38 中野博文『「人種」をめぐる権利政治—20世紀アメリカ国家とその市民像—』、川島正樹編著『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会、2005年、304-27頁；上杉忍「アメリカ合衆国における産獄複合体（Prison Industrial Complex）の歴史的起源—南部の囚人貸出制・チェインギャング制のメカニズム—』『北海学園大学人文論集』第50号、2011年11月、1-22頁。
- 39 例えば、『アメリカ史研究』（2014年、第37号）の特集「ポスト公民権時代のアメ



リカ」を参照。

- 40 藤永康政「ファーガソンの騒乱—「監獄社会」と21世紀の人種主義—」『アメリカ史研究』第38号、2015年8月、94-103頁；藤永康政「刑罰国家とブラック・ライヴズ・マター運動（キング以後の公民権運動）」『世界』2018年5月、162-68頁；藤永康政「アメリカ合衆国の人種主義的大量収監と21世紀の刑罰国家」『歴史学研究』第978号、2019年9月、17-25頁。
- 41 西山隆行『〈犯罪大国アメリカ〉のいま—分断する社会と銃・薬物・移民—』弘文堂、2021年；小林公夫「奴隷制の抜け道をふさぐ」—米国における憲法改正の動向—』『レファレンス』第856号、2022年4月、1-33頁。
- 42 土屋和代「刑罰国家と『福祉』の解体—「投資—脱投資」が問うもの—」『現代思想』2020年10月臨時増刊号、124-31頁；川久保文紀「レイシズムと軍・法執行機関の融合化」『現代思想』2020年10月臨時増刊号、114-23頁；佐原彩子「刑罰国家時代の移民事務—『非合法外国人』と『外国人犯罪者』という移民像—」、兼子歩、貴堂嘉之編著『「ヘイト」に抗するアメリカ史—マジョリティを問い直す—』彩流社、2022年、165-83頁。
- 43 ブライアン・ステイーヴンソン（宮崎真紀訳）『黒い司法—黒人死刑大国アメリカの冤罪と闘う—』亜紀書房、2016年；タナハシ・コート（池田年穂、長岡真吾、矢倉喬士訳）『僕の大統領は黒人だった（下）』慶應大学出版会、2020年、17-95頁（「多量投獄時代の黒人家庭」）；パウアー、前掲書；アリス・ゴッフマン（二文字屋脩、岸下卓央訳）『逃亡者の社会学—アメリカの都市に生きる黒人たち—』亜紀書房、2021年。
- 44 上杉忍『アメリカ黒人の歴史—奴隷貿易からオバマ大統領まで—』中央公論社、2013年、198-208頁。
- 45 古矢旬『グローバル時代のアメリカ—冷戦から21世紀—』岩波書店、2020年、143-46頁。
- 46 数多くの出版物があるが、例えば、注42に挙げた『現代思想』2020年10月臨時増刊号を参照。
- 47 例えば以下を参照。Bill Ong Hing, *American Presidents, Deportations, and Human Rights Violations: From Carter to Trump* (New York: Cambridge University Press, 2019).
- 48 David Dagan and Steven M. Teles, *Prison Break: Why Conservatives Turned against Mass Incarceration* (New York: Oxford University Press, 2016).

## Recent Historical Scholarship on Mass Incarceration in the U.S.: Toward Reconsideration of the Post-Civil Rights Era

Akiko OCHIAI

Since the turn of the twenty-first century, the U.S. has had the world's highest incarceration rate and incarcerated population, disproportionately affecting the racial/ethnic poor. Not only the criminal justice system but the entire systemically racist society contribute to the vicious cycle of mass incarceration. While the abolition movement and other voices protested this injustice, it was the Black Lives Movement that exposed and highlighted it.

When and why did the U.S. become a “carceral state,” and what will this entail for its society in the Post-Civil Rights Era? In 2010, when academia grew serious about these questions, historian Heather Ann Thompson published a provocative article criticizing her fellow historians for having largely “ignored” these questions. This historiographical essay traces how historical scholarship has tried to fill the academic vacuum since then, and articulates some remaining issues.

For the past decade, historical research advanced mainly over the following five arguments: the origin and major factors causing the “incarcerate turn” to mass incarceration; the importance of “race” in mass incarceration; the continuities and discontinuities of past racism and its consequences; the correlation between criminal control and other punitive controls such as border/immigration control; and the complicity of punitive control in building a “democratic” nation state. Japanese scholarship in these arguments rather lags behind that conducted in the U.S., but it is gradually progressing.

The incarcerated American population peaked in the late 2000s, after which

it slightly declined. However, this slow decline frustrates attempts for de-carceration. Historians have a weighty responsibility to “historicize” contemporary mass incarceration in the context of Post-Civil Rights Era. In doing so, they are critically challenged not to callously contextualize but to empathetically retell the stories of those who somehow became the incarcerated, as well as of those who wittingly or unwittingly became accomplices of today’s criminal justice and prison system.